

各 位

宮 崎 労 働 局 長
(公 印 省 略)

林業及び建設業における死亡災害防止対策の徹底について（取組要請）

労働災害の防止について、平素より格段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、宮崎労働局内における労働災害は、今年に入って減少傾向にありますが、林業及び建設業の作業現場において、事業者が直接作業等に従事してお亡くなりになる災害が連続して発生する事態が生じております（別添リーフレット参照）。

宮崎労働局は、労働災害の撲滅を目指して、令和 5 年度を初年度とする第 14 次労働災害防止計画（5 か年計画）に基づく対策を推進しているところですが、管内で発生した事業者の死亡災害をみると、災害防止に係る基本事項が遵守されていない状況が認められております。また、過去から繰り返されている重機災害や墜落災害等により労働者や事業者が死亡する災害が後を絶たない状況もあり、これから年末にかけて、両業種において最盛期を迎える時期となる中で、これ以上労働者や事業者が亡くなる災害を発生させないためには、最盛期前において、今一度、災害防止対策を徹底することが重要となります。

つきましては、貴会及び貴会会員（関係事業場）におかれましては、下記の事項に係る対策を実施していただきますようお願いいたします。

なお、取組後は、お手数ではありますが取組状況等を当局健康安全課までメールによりご連絡いただければ幸いに存じます。

記

1 共通事項

（１）貴会による貴会会員事業場への別添リーフレットによる一人親方等災害情報の周知

（２）会員（関係事業場）における実施事項

① 経営トップによる安全への所信表明

- ・ 職場の安全委員会等の活動の活性化
- ・ 職場における別添リーフレット等を使用した安全教育の徹底
- ・ 特に、過去から繰り返されている墜落災害や重機災害防止に係る安全衛生対策事項の再教育
- ・ 危険作業を一人で行うことを極力避け、やむを得ず一人作業を行わせる場合は、定期的に安全作業状況を確認管理すること

- ② 自動化・遠隔操作化による安全作業の促進（ハザードに作業者が接近すること無くす・少なくする）
- ③ リスクアセスメントの確実な実施
- ④ 高年齢労働者に配慮した職場環境改善の推進
- ⑤ 一人親方等に作業を発注する場合の安全配慮

2 対象別実施事項

次に該当する業種においては、業種別の労働災害防止強調運動等と併せた対策の実施

（１）林業

- ① 立木伐倒時や伐倒後の玉切り等における「激突され」に係る労働災害防止のための点検・対策の実施
- ② 急傾斜地等における重機及び作業者の「墜落・転落」に係る労働災害防止のための点検・対策の実施
- ③ 重機運転者に対するシートベルト着用の徹底
- ④ 一人親方等に作業を行わせる場合の安全配慮

（２）建設業

- ① 足場等の「仮設物、建築物、構築物等」等における「墜落・転落」等による災害防止のための点検・対策の実施
- ② 急傾斜地等における重機及び作業者の「墜落・転落」に係る労働災害防止のための点検・対策の実施
- ③ 重機運転者に対するシートベルト着用の徹底
- ④ 一人親方等に作業を行わせる場合の安全配慮

【連絡先】

〒880－0805

宮崎市橘通東 3－1－22

宮崎労働局 労働基準部 健康安全課

TEL 0985－38－8835

E-mail:kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp